平成２６年（フ）第２１号
愛知県新城市平井字野地44番地１
債務者　原田　　祥
１　決定年月日時　平成26年３月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
５　免責審尋期日　平成26年５月26日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第８号
島根県浜田市元浜町233番地２
債務者　吉村　正理
１　決定年月日時　平成26年３月19日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月29日まで
５　免責審尋期日　平成26年５月30日午後１時30分
松江地方裁判所浜田支部

平成２６年（フ）第４８号
北海道帯広市西17条北２丁目21番11号
債務者　小林　博子
１　決定年月日時　平成26年３月19日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月19日まで
５　免責審尋期日　平成26年６月26日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第８３号
静岡県藤枝市上青島289番地の５
債務者　伊志嶺智恵子
１　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
５　免責審尋期日　平成26年６月23日午後２時45分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第３２号
長崎県雲仙市小浜町山畑2324番地
破産者　宅島　憲一
１　決定年月日　平成26年３月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２３年（フ）第３８８号
奈良県香芝市上中463番地の19
破産者　三角　修也
１　決定年月日　平成26年３月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第４７０号
札幌市豊平区福住１条５丁目１番25号
破産者　浅野　隆之
１　決定年月日　平成26年３月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２１１５号
札幌市中央区南10条西９丁目１番２号
破産者　高澤　克朗
１　決定年月日　平成26年３月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９９号
茨城県神栖市日川4189番地１
破産者　菅谷　光代
１　決定年月日　平成26年３月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２４年（フ）第２９１号
茨城県下妻市半谷642番地７　キャッスルハイムＡ102、開始決定時の住所茨城県結城郡八千代町大字野爪371番地２
破産者　川村　早苗
１　決定年月日　平成26年３月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第６９号
栃木県宇都宮市茂原町1085番地54
破産者　春山　　勇
１　決定年月日　平成26年３月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第１８７号
埼玉県深谷市原郷305番地87
破産者　松本　英之
１　決定年月日　平成26年３月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第４０４号
静岡市駿河区丸子６丁目10番41号サンピュアテン106、旧住所静岡市葵区羽鳥５丁目16番22号
破産者　安本健次郎
１　決定年月日　平成26年３月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１０６２号
名古屋市名東区牧の原１丁目901番地　インテリジェント星ケ丘Ⅱ号館204号
破産者　國方　哲也
１　決定年月日　平成26年３月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１０８９号
愛知県春日井市六軒屋町４丁目122番地、従前の住所愛知県小牧市城山１丁目６番地１コンフォール城山４号棟501号
破産者　髙　　昇二
１　決定年月日　平成26年３月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１１３５号
名古屋市天白区原２丁目3303番地　レインボーシティＳⅡ―403号
破産者　髙津　英彰
１　決定年月日　平成26年３月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部